

コミュニティ、事業者の意見を尊重すること、また、必要な情報を提供するべきであることを定めています。

### （市議会の関わり）

第10条 市議会は、この条例に定める協働の基本理念及び基本原則を尊重するものとする。

●市議会は、選挙を通じ市民により選ばれた議員によって構成されており、議決権、監視権、調査権等、様々な権限を有する法定の議決機関です。この条例においては、そのことを踏まえ、市民や行政からの提案案件について、議員各位がそれぞれの立場から広い見識に基づき議論を重ね、市民とともに住みやすいまちづくりを進めていく仲間でもあり得るとい趣旨で市議会の関わりを定めています。

### （地域コミュニティ活動の推進）

第11条 市民は、地域コミュニティの重要性を認識し、その一員として地域の課題に対応し、自らの力を発揮し、及び相互が支え合うことにより、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進するものとする。

●誰もが暮らしやすい地域づくりを推進するため、地域コミュニティの重要性の認識と構成員の自発的な対応や支え合いが必要であることを定めています。

### （市民交流の推進）

第12条 市民と市は、互いの理解を深めるため、積極的に交流に努めるものとする。

2 市民と市は、協働のまちづくりを推進するためのネットワークの構築に努めるものとする。

●協働のまちづくりを推進するため、市民と市が積極的に交流し相互理解を深めること、及びネットワーク構築に努めることを定めています。

### （まちづくりを担う人材の育成）

第13条 市民と市は、協働によるまちづくりを担う人材の育成に努めるものとする。

2 市民と市は、まちづくりに関する様々な意見を集め、それらの意見を具現化することのできる人材の育成に努めるものとする。

3 市民と市は、前2項の目的を達成するため、協働によるまちづくりを学習する機会と場を設けるよう努めるものとする。

●協働によるまちづくりを進めるためには、長期的な視点から、それを担う人材の育成が重要になります。市民と市は、そのための学習の機会と場の設定に努めることを定めています。

### （子どもたちの育成）

第14条 市民と市は、子どもたちをまちづくりの担い手として尊重し、健やかに成長することのできる環境の整備に努めるものとする。

2 市民と市は、郷土を愛し、地域社会に貢献する子どもたちを育成するよう努めるものとする。

3 市民と市は、様々な体験と交流を通じて、自発的に活動していく子どもたちの育成に努めるものとする。

●将来のまちづくりの担い手である子どもたちの育成について定めています。郷土を愛し、地域社会に貢献し、自発的に活動する子どもたちを育成するため、市民と市は、様々な体験と交流を通して環境整備に努めます。米百俵の精神を受け継ぐ長岡市として、独立した条項を設けたものです。

### （情報の共有）

第15条 市民と市は、協働するための情報を積極的に受信し、発信するよう努めるものとする。

2 市民と市は、相互に交流及び協働をするための情報の共有に努めるものとする。

●市民と市は、協働するための情報共有に努めることを定めています。

### （活動資源の確保等）

第16条 市民は、協働によるまちづくりを推進するた

め、金銭の寄附並びに労力及び物品の提供（以下「寄附等」という。）を受けることによる活動資源の確保に努めるものとする。

2 市民は、協働によるまちづくりを推進するため、寄附等を行うことその他社会貢献に努めるものとする。

3 寄附等を受けた団体は、その用途を市民に公開するよう努めるものとする。

●協働によるまちづくりを推進するため、活動資源の確保に努めること、寄附等の社会貢献に努めること、その用途の公開に努めることを定めています。

### （市政への意見の反映）

第17条 市は、市民協働の成果を検討し、必要に応じ具体的に市民との共同研究等を行うことにより、市政に反映させるよう努めるものとする。

●市は、市民協働の成果を市政に反映させるよう努めることを定めています。

### （市民協働推進審議会）

第18条 この条例が適正かつ円滑に機能することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、市長の附属機関として長岡市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例及びこの条例に基づく制度に関して、市の執行機関及び議会（以下「執行機関等」という。）の諮問に応じ、意見を具申し、及び執行機関等に対し建議することができる。

●条例を適正かつ円滑に機能させるため、長岡市市民協働推進審議会を設置することを定めています。審議会は、執行機関や議会の諮問に応じて意見を具申し、建議する役割を担います。

「執行機関」とは市長のほか、市長から独立して自らの判断と責任において事務を行う機関として教育委員会や選挙管理委

員会などがあります。長岡市市民協働推進審議会は、これらの機関からの諮問に応じることとなります。

### （運用状況の検討等）

第19条 市長は、この条例の施行後必要に応じて随時、審議会の意見を聴いてこの条例の運用状況等を検討し、この条例に関し必要な措置を講ずるものとする。

●この条文は、市長に対し、常にこの条例の運用状況を検討し、必要に応じて、長岡市市民協働推進審議会の意見を聴いて、この条例や関連する規則等の改正や解釈運用方法の変更などの必要な措置を行うことを求めているものです。

### （委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

●長岡市市民協働推進審議会の運営など、条例の内容を実現するうえで必要なことは、条例より下位の法である規則で定めることとしています。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●公布の日は、平成24年6月28日ですので、その日からこの条例は効力を生じたこととなりました。